

介護保険制度の概要

(令和元年5月版)

調布市福祉健康部高齢者支援室
(介護保険担当)

介護保険制度の概要 目次

制度全般について

- 1 介護保険制度のしくみ 1
- 2 介護保険の財源 2

介護保険料について

- 3 調布市の介護保険料の決め方 3
- 4 調布市の介護保険料の納め方 6

介護サービスの利用について

- 5 サービス利用までの手続 9
- 6 介護サービス利用者負担割合 12
- 7 介護保険で利用できるサービス 13

負担軽減・減額制度について

- 8 調布市介護保険料独自減額制度 18
- 9 サービス利用料に関する負担軽減制度 19

その他

- 10 転入・転出の手続 23
- 11 苦情の申立て 25
- 12 権利擁護 26
- 13 高齢者の総合相談窓口 27

1 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、「介護を必要とする人を社会全体で支えあう」新しい社会保険制度として、平成12年4月1日から始まり、在宅サービスを中心に利用が急速に広がっています。

被保険者

(40歳以上のすべての方が加入します)

65歳以上の方(第1号被保険者)

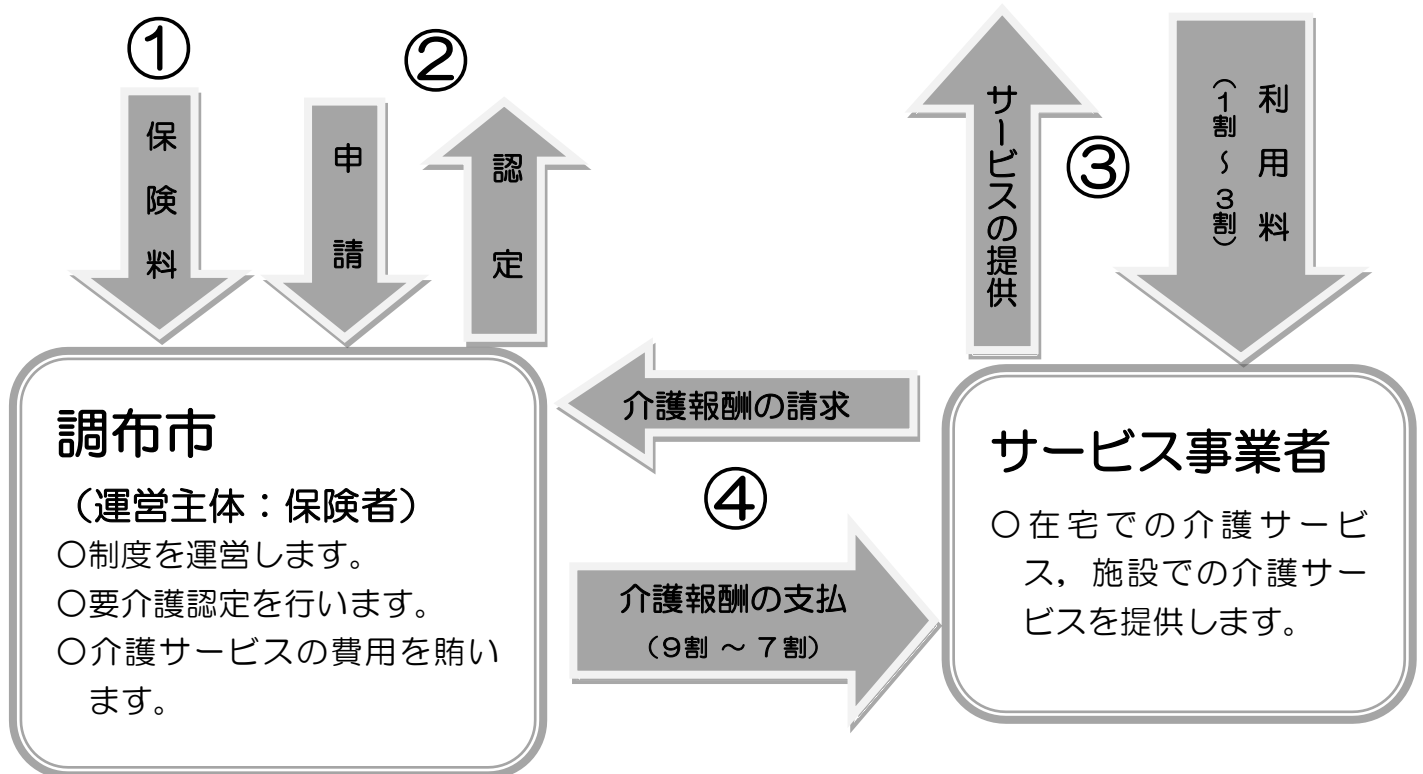
＜介護サービスを利用できる方＞

介護が必要であると「認定」を受けた方
(介護が必要になった理由は問いません。)

40歳～64歳の方(第2号被保険者)

＜介護サービスを利用できる方＞

特定疾病(P.11参照)が原因で、「認定」を受けた方



①保険料…40歳以上の方は介護保険料を納めます。

②申請・認定…介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護(要支援)認定の申請をします。

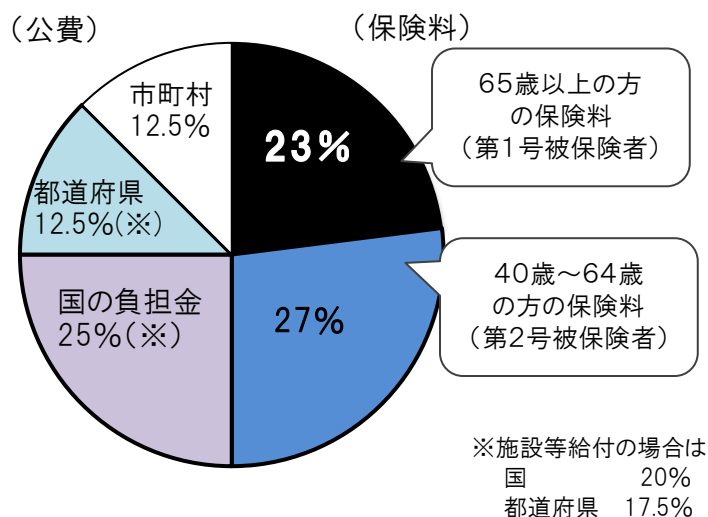
③サービスの提供・利用料…利用者は、サービス利用料の1割～3割を負担します。

④介護報酬の請求・支払…保険者は、サービス利用料の9割～7割を負担します。

2 介護保険の財源

介護保険の財源は、公費（税金）と被保険者の介護保険料で賄われています。

（全国モデル）平成30年度から令和2年度まで



介護サービスの給付に必要な費用（利用者が負担する1割～3割負担を除く）は、50%を保険料で、50%を公費（税金）で負担します。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、両者の人口比率に基づいて設定されます。平成30年度から令和2年度までの間は第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%を負担します。

3 調布市の介護保険料の決め方

(1) 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

市町村ごとに介護サービスの提供量や第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の人数・所得状況等によって 3 年ごとに基準額を算定し、その上で前年の所得等を基に 14 段階に分けます。

*平成 31 年度は令和元年度に読替えてください

調布市の保険料基準額は月額 5,600 円です（平成 31 年度）

所得段階	対象者		基準額に対する割合	月額保険料	年間保険料	
	市町村民税課税状況	要件				
第 1 段階		生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者(※1)	0.375	2,100円	25,200円	
		老齢福祉年金受給者(※2)				
第 2 段階	本人 非課税者 世帯全員が 非課税者	前年中の 課税年金収入額(※3)と その他の合計所得金額(※5) の合計	80万円以下	0.5625	3,150円	37,800円
第 3 段階			80万円超～ 120万円以下			
第 4 段階			120万円超			
第 5 段階			80万円以下			
第 6 段階			80万円超			
第 7 段階	本人 課税者 同世帯に 課税者あり	前年中の 合計所得金額(※4)	120万円未満	1.1	6,160円	73,920円
第 8 段階			120万円以上～ 200万円未満	1.25	7,000円	84,000円
第 9 段階			200万円以上～ 300万円未満	1.5	8,400円	100,800円
第 10 段階			300万円以上～ 400万円未満	1.7	9,520円	114,240円
第 11 段階			400万円以上～ 600万円未満	1.9	10,640円	127,680円
第 12 段階			600万円以上～ 1,000万円未満	2.2	12,320円	147,840円
第 13 段階			1,000万円以上～ 1,500万円未満	2.4	13,440円	161,280円
第 14 段階			1,500万円以上～ 3,000万円未満	2.65	14,840円	178,080円
第 15 段階		3,000万円以上	2.9	16,240円	194,880円	

※保険料額は100円未満切り捨て

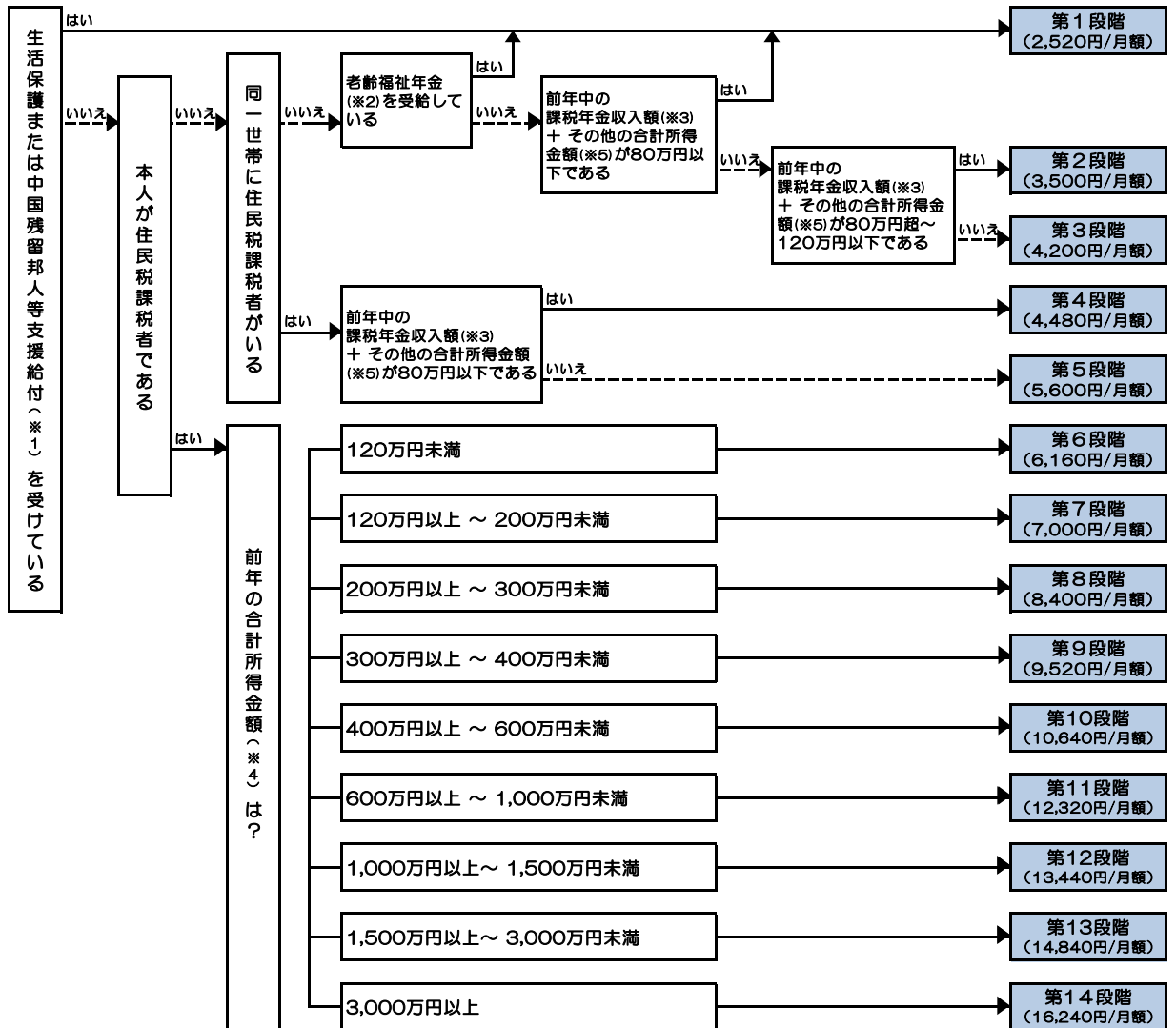
平成 31 年度は、低所得者の保険料軽減のため、基準額★に対する割合を、第 1 段階を 0.45→0.375 に、第 2 段階を 0.625→0.5625 に、第 3 段階を 0.75→0.725 まで引き下げます。

【参 考】

全国の平均保険料基準額・・・月額 5,869円

東京都の平均保険料基準額・・・月額 5,911円

65歳以上の方の保険料フローチャート



※1 中国残留邦人等支援給付受給者とは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に規定する給付を受けている方です。

※2 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、国民年金制度発足時に一定の年齢以上で、保険料を納める期間が短く、拠出制の年金が受けられない方で、一定の要件に該当する場合に支給されている年金です。

※3 課税年金収入額とは、国民・厚生・共済年金など、課税の対象となる年金収入額です。障害・遺族年金、老齢福祉年金は非課税年金です。

※4 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額から更に租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額です。なお、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額となります。

※5 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※4）から、公的年金等の収入金額からその必要経費に相当する金額を控除した金額を除外した金額です。

(2) 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

第2号被保険者の保険料は，区市町村が賦課・徴収するのではなく，各医療保険者が医療保険各法の規定により徴収します。詳しくは，各医療保険者にお問い合わせください。

①健康保険・共済組合に加入している場合

保険料は，給料・ボーナスに応じて異なります。
本人が支払う保険料と同額を事業主が負担します。

②国民健康保険に加入している場合

保険料は，所得割（※1）と均等割（※2）の合計額です。

※1 所得割とは，加入者の所得に応じてかかる額です。

計算式：40歳～64歳までの各加入者の算定基礎額（※3）の合計×1.58%

※2 均等割とは，加入者の人数に応じて次かかる額です。

計算式：40歳～64歳までの国保加入者数×10,900円（年間）

※3 算定基礎額とは，前年の所得から基礎控除（33万円）を差し引いた金額です。

4 調布市の介護保険料の納め方

(1) 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

介護保険料の納め方には「特別徴収」と「普通徴収」の 2 通りあります。ただし、国民健康保険や後期高齢者医療保険と異なり、納付方法については個人で選択はできません。

①特別徴収（年金からの差し引きによる納付）

4 月 1 日現在において 65 歳になられている方で、老齢・退職・死亡（遺族年金）又は障害を支給事由とする公的年金の支給金額が、年額で 18 万円以上の方は、原則として年金から保険料が差し引かれます。

【例外】

- 年度の途中で（4 月 2 日以降に）65 歳のお誕生日を迎えられた方
- 年度の途中で（4 月 2 日以降に）他の市区町村から転入した方
- 老齢福祉年金・恩給のみを受給されている方

※上記の方は、年金額が年額 18 万円以上の方でも次ページ「②普通徴収」となります。

特別徴収の方の納付時期（公的年金の定期支払日）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
納期	1 期		2 期		3 期		4 期		5 期		6 期	

※前年度の 10 月以降 65 歳到達又は、調布市に転入された方で、当該年度から特別徴収になる方は、7 月（1 期）・8 月（2 期）・9 月（3 期）は普通徴収、10 月（4 期）・12 月（5 期）・2 月（6 期）は特別徴収となります。

※介護保険料を差し引いた金額が年金の振込指定口座に振り込まれるため、保険料額は記載されません。金額については市から 7 月に送る決定通知書又は日本年金機構等から届くお知らせで御確認ください。

②普通徴収（納付書又は口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない方は、調布市から送付される納付書で金融機関の窓口で納めます。

口座振替を希望される方は、①預金通帳②通帳の届出印③保険料の納付書④「調布市介護保険料 口座振替依頼書」を持って、直接口座をお持ちの金融機関の窓口にてお申し込みください。

普通徴収の方の納付時期（7月から翌年2月までの末日、12月のみ25日。末日等が閉庁日の場合は翌開庁日）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※1期あたりの納付額は、年間の保険料を8回で割った金額になるため、月額保険料と異なります。

※納期限が土・日・祝祭日の場合は翌開庁日になります。

【保険料を納めないでいると・・・】

滞納期間に応じて、以下のような措置が取られます。

- 1年以上の滞納 → サービス利用料をいったん全額自己負担していただき、申請により後から9割分～7割分（保険給付分）が支給されます。
- 1年6ヶ月以上の滞納 → 上記の措置がとられ、一時的に支給される9割分～7割分（保険給付分）が差し止められ、それでもなお納付がないときは、差し止め分から滞納額が控除されます。
- 2年以上の滞納 → サービスを利用するときに、保険料未納期間に応じて保険給付が引き下げられ（自己負担が3割または4割になる）、高額介護サービス費が受けられない場合があります。
- その他 → 督促状が送付されます。また、電話・訪問・文書による催告も行います。さらに滞納が続くと、財産の差押えなどの処分を受ける場合もあります。

【確定申告について】

介護保険料は「社会保険料控除の対象」となりますので、確定申告の際には、次の方法で御確認ください。なお、以下の書類が準備できない方には、申請により「納付額確認書」を交付します。

- ・ 特別徴収の方 →介護保険料決定通知書（※1）、公的年金の源泉徴収票（※2）
- ・ 普通徴収の方 →納付書の領収証、口座振替済のお知らせ（※3）等

※1 介護保険料決定通知書で確認する場合は、前年度の2月特別徴収分と当該年度の4月～12月特別徴収分の合計金額が控除対象額となります。

※2 源泉徴収票には、社会保険料の額として、介護保険料のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等合算額が記載されている場合があります（特別徴収されている方）。また、非課税年金（遺族・障害年金）を受給されている方には源泉徴収票は送付されません。

※3 口座振替済のお知らせは、口座振替を御利用の方に毎年1月中旬ごろに口座振替の結果をお知らせするものです。

(2) 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

保険料の納め方は、加入している医療保険によって異なります。

①健康保険・共済組合に加入している場合

健康保険料に上乗せ（被扶養者の保険料も含む）して納めます。

②国民健康保険に加入している場合

医療保険分と介護保険分を合わせた国民健康保険税として、世帯主が世帯員の保険料も一括して納めます。

5 サービス利用までの手続

(1) 申請

本人や家族が調布市の窓口へ申請するか、お近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）や介護保険施設に申請代行を依頼することができます。

申請に必要なもの

- ・ 65 歳以上の方…介護保険被保険者証（水色）
- ・ 40 歳以上 64 歳までの方（P11「特定疾病」に該当する方のみ申請可。）
…医療保険の保険証

認定調査の内容は・・・

心身の状況や身の周りに関すること 62 項目（寝返りや立ち上がり、排泄や衣服の着脱など）と特別な医療に関する 12 項目（人工透析やじょくそうの処置など）をあわせた 74 項目について調査します。

(2) 要介護認定

① 認定調査

市の職員又は市が委託した居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が自宅又は入所施設等を訪問し、全国共通の基準により、心身の状態を調査します。

② 主治医意見書（費用は調布市が負担します。）

調布市から主治医に意見書の作成を依頼します。

③ 介護認定審査会

認定調査内容と主治医意見書（5項目）をもとにした「コンピュータによる一次判定」と「主治医意見書」・「調査員の記載した特記事項」をもとに、どのくらいの介護が必要であるかを審査判定します。

介護が必要な状態に応じて、「要支援1・2」、「要介護1～5」の7段階に判定されます。

また、審査の結果、介護や支援が必要でない状態として「非該当」と判定されることもあります。

④ 認定

介護認定審査会の判定結果に基づき認定し、結果を本人に通知します。

介護認定審査会とは・・・

「介護認定審査会」は、保健・医療・福祉の学識経験者で構成されています。

介護が必要な状況か、どの位の介護が必要かを審査・判定します。

認定の結果通知は・・・

「要支援 1・2」「要介護 1～5」「非該当」という認定結果や認定の有効期間などが記載された通知が届きます。

※その他にサービス利用についてなどの案内が同封されています。

(3) 認定の結果通知

調布市から認定の結果を郵便で送付します。介護の必要な度合い（要介護度）が決まり、月次の利用限度額が決定します。

認定の結果「非該当」となる場合もあります。「非該当」と認定された65歳以上の方で、事業対象者(※)に該当した場合は、サービスを利用できます。

※事業対象者（支給限度額：要支援1と同じ50,030円）は、高齢福祉担当窓口または地域包括支援センターで実施する介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストに該当した方。

■サービス利用の限度額 在宅サービス（1ヶ月あたり）

区分	在宅サービス支給限度額		利用者負担相当額		
	単位数	金額	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	5,003 単位	50,030 円	5,003 円	10,006 円	15,009 円
要支援2	10,473 単位	104,730 円	10,473 円	20,946 円	31,419 円
要介護1	16,692 単位	166,920 円	16,692 円	33,384 円	50,076 円
要介護2	19,616 単位	196,160 円	19,616 円	39,232 円	58,848 円
要介護3	26,931 単位	269,310 円	26,931 円	53,862 円	80,793 円
要介護4	30,806 単位	308,060 円	30,806 円	61,612 円	92,418 円
要介護5	36,065 単位	360,650 円	36,065 円	72,130 円	108,195 円

※ 地域あるいはサービスによって1単位あたりの金額が異なります。



(4) ケアプランの作成

介護保険のサービスを利用するために、ケアマネジャーと相談しながら、どのようなサービスを利用するかを決め、心身の状況に合ったケアプランを作成します。

ケアプランの作成費に利用者の負担はありません。

「要支援 1・2」と認定された方及び事業対象者の方

介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス利用のためのケアプラン作成は、お近くの地域包括支援センターに依頼します。

「要介護 1～5」と認定された方

介護サービス利用のためのケアプラン作成は、居宅介護支援事業者に依頼します。



(5) サービスの利用

ケアマネジャーからサービス内容ごとの説明を受けた上で、作成されたケアプランに基づき、サービス事業者と契約した内容のサービスが提供されます。サービスを利用した費用の1割～3割及び施設等の場合は居住費（滞在費）・食費を支払います。

自己負担となるサービスの利用料は、サービスの利用が支給限度額の範囲であれば原則として「利用したサービス費の1割～3割」を支払うことになります。

施設サービスと一部の居宅サービスでは利用料の他に居住費（滞在費）・食費や日常生活費の負担があります。



(6) 更新申請

認定には、有効期間があります。

引き続きサービスを利用する場合は、認定の更新手続きが必要です。

有効期間満了日の60日前から更新の申請をすることができます。

調布市では、60日前に「更新のお知らせ」を郵便で送付しています。

☆ 有効期間のあいだに状態が変化し、サービスが不足する場合は「変更申請」をすることができます。

認定の有効期間は、申請の種類によって違います。

※新規申請・・・原則6ヶ月（状況に応じて3～12ヶ月にすることも可能）

※変更申請・・・原則6ヶ月（状況に応じて3～12ヶ月にすることも可能）

※更新申請・・・原則12ヶ月（状況に応じて3～36ヶ月にすることも可能）

～特定疾病～（40歳～64歳の方で介護サービスを利用できる方）

- ・ 特定疾病とは、加齢との因果関係が認められる疾病であって、医学的概念を明確に定義できるもので、その状態が3～6ヶ月以上継続する割合が高いと考えられる疾病です。
- ・ 特定疾病の判断は主治医意見書をもとに、認定審査会で判断されます。

①がん(※) ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症

⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症

⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限りです。

6 介護サービス利用者負担割合

(1) 利用者負担の内容

これまで、65歳以上（第1号被保険者）の方が介護保険サービスを利用した場合、利用者負担割合は1割もしくは一定以上の所得（※1）がある方は2割でしたが、

平成30年8月から、2割負担者のうち特に現役並みの所得（※2）がある方の負担割合は3割となります。

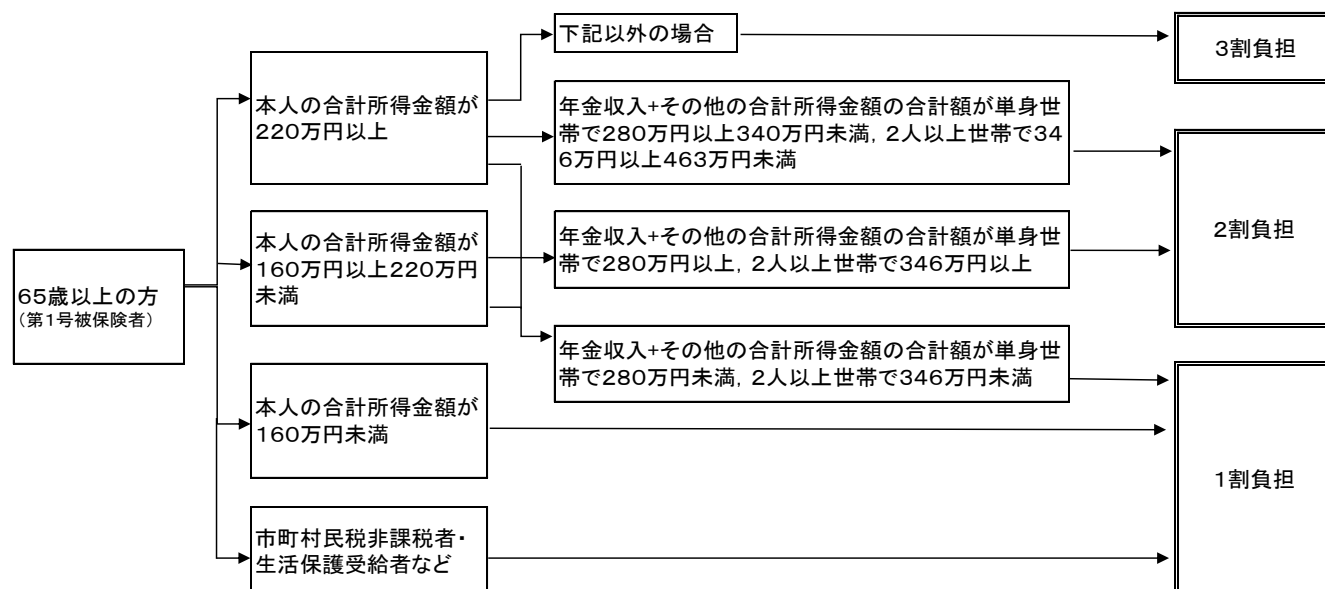
ただし、一定以上の所得があっても、年金収入とその他の合計所得金額（※3）の合算が単身で280万円未満、2人以上世帯（本人と世帯内の他の第1号被保険者）で346万円未満の方は、1割負担になります。

同様に、現役並みの所得があっても、年金収入とその他の合計所得金額（※3）の合算が単身で340万円未満、2人以上世帯（本人と世帯内の他の第1号被保険者）で463万円未満の方は、2割負担になります。

※1 一定以上の所得とは、合計所得が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年金収入280万円以上）

※2 現役並みの所得とは、合計所得が220万円以上（単身で年金収入のみの場合、年金収入340万円以上）

※3 その他の合計所得とは、合計所得から、公的年金等にかかる所得を控除した額



(2) 負担割合証について

平成27年8月から介護保険サービスを利用する際に、介護保険者証に加えて「負担割合証」の提示が必要となりました。

負担割合証は、要介護（要支援）認定を受けている方全員（第2号被保険者含む）や事業対象者の方に、利用者負担割合を記載したものを交付いたします。有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までとなります。

7 介護保険で利用できるサービス

各サービス名称のマークについて

◎	要介護1～5の方が利用できるサービス
○	要支援1・2の方が利用できるサービス（利用できる条件は介護予防に役立つものなどに限定されます）
◇	事業対象者の方が利用できるサービス（P.14「介護予防・生活支援サービス」を参照）
☆	高齢者と障害児者が共に利用できるサービス（事業所が「共生型サービス」の指定を受けている場合に限定されます）

「自己負担（1割）のめやす」について

市内の事業所を利用した場合のものです。

また、所得によっては自己負担が2割または3割になる方もいます。

(1) 在宅サービス

①家庭に訪問を受けるサービス

【ホームヘルプ】

◎☆訪問介護 ○◇第1号訪問事業

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。要介護1～5の方は、通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護(30分以上1時間未満の場合)…約440円/回 ・生活援助(20分以上45分未満の場合)…約200円/回 ・通院のための乗車又は降車の介助…約110円/回（移送に係る費用は別途自己負担） 	
	国基準	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度の利用…約1,300円/月
要支援1・2 事業対象者	身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回程度の利用…約2,590円/月
	生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回程度を超える利用…約4,100円/月
	市基準	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者のホームヘルパー利用（週1回程度）…約1,200円/月
	[生活援助]	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市高齢者家事援助ヘルパー利用（週1回程度）…約1,100円/月

※ 早朝、夜間、深夜などは加算があります。

※ 「生活援助」については、同居家族がいる場合等は原則、利用できません。

◎訪問入浴介護

○介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	約1,390円/回
要支援1・2	約940円/回

◎訪問リハビリテーション

○介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	約320円/回
要支援1・2	

①家庭に訪問を受けるサービス（続き）

◎訪問看護

○介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

～自己負担（1割）のめやす～

	[訪問看護ステーション・ 30分未満の場合]	[病院又は診療所・ 30分未満の場合]
要介護1～5	約520円/回	約440円/回
要支援1・2	約500円/回	約420円/回

◎居宅療養管理指導

○介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	約510円/回
要支援1・2	※1ヶ月に2回まで

②施設に通うサービス

【デイサービス】

◎☆通所介護 ○◇第1号通所事業

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	(7時間以上8時間未満の場合) 約690～1,210円/回	
要支援1・2	国基準	約1,800～3,700円/月
事業対象者	市基準	(3時間以上の場合) 約1,600円/月

※ 上記のめやすは、送迎有の場合の金額です。

【デイケア】

◎通所リハビリテーション

○介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

～自己負担（1割）のめやす～

要介護1～5	(6時間以上7時間未満の場合) 約730円～1,330円/回
要支援1	約1,860円/月
要支援2	約3,920円/月

～介護予防・生活支援サービス～

◇の付いているサービス（第1号訪問事業、第1号通所事業）は、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い新しく創設された「調布市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」です。要介護認定を受けていない方でも、基本チェックリストによる判定で該当した場合は事業対象者として必要に応じてサービスを利用できます。

【問い合わせ先】高齢者支援室高齢福祉担当（TEL 042-481-7149）

③在宅での暮らしを支えるサービス

◎福祉用具貸与

○介護予防福祉用具貸与

種目	保険給付を受けられる要介護度
手すり（工事を伴わないもの）	要支援1・2 要介護1～5
スロープ（工事を伴わないもの）	
歩行器	
歩行補助杖	
車いす（付属品を含む）	要介護2～5
特殊寝台（付属品を含む）	
床ずれ防止用具	
体位変換器	
認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト（つり具の部分を除く）	要介護4・5
自動排泄処理装置	

※ 「自動排泄処理装置」のうち、尿のみを自動的に吸引する機能のものは、要支援1・2及び要介護1～3の方でも保険給付を受けられます。

※ 上記で対象とならない要介護度の場合でも、例外的に保険給付の対象となる場合もあります。詳しくはケアマネジャーにご相談ください。

◎特定福祉用具販売

○特定介護予防福祉用具販売

種目
腰掛け便座
入浴補助用具
自動排泄処理装置の交換可能部品
簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分

※ 購入代金の9割～7割が支給されます。支給限度基準額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で購入した福祉用具10万円分までです。

※ 指定事業者より購入した場合のみ支給対象となります。指定業者以外で購入された場合は支給できません。

※ 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

◎住宅改修費支給

○介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、要介護者等1人につき改修費の9割～7割が支給されます。支給限度基準額は、20万円分までです（1割負担の方の場合、18万円が支給額の上限です）。

※ 工事を行う前に事前申請を行い、市から承認を受けることが必要です。承認前に工事を行った場合は、支給対象となりません。

※ 住宅改修を希望される場合、担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

④施設に短期入所するサービス、在宅に近い暮らしをするサービス

【ショートステイ】 ◎☆短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護
 ◎短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護

福祉施設（「短期入所療養介護」の場合は医療施設）に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

～自己負担（1割）のめやす～

	短期入所生活介護 [介護老人福祉施設併設型・多床型の場合]	短期入所療養介護 [介護老人保健施設・多床型の場合]
要介護1～5	約640～930円/日	約890～1,110円/日
要支援1	約480円/日	約660円/日
要支援2	約590円/日	約820円/日

◎特定施設入居者生活介護

～自己負担（1割）のめやす～

○介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

要介護1～5	約580～860円/日
要支援1	約200円/日
要支援2	約330円/日

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支援するサービスです（要介護1～5の方のみ利用できます）。原則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

①認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) 認知症の方が、少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で、スタッフの介護を受けながら共同生活を行うサービスです。	②認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) 認知症の方が施設に通い、認知症高齢者に配慮した介護、日常生活上の世話及び機能訓練等を受けるサービスです。	③☆地域密着型通所介護 利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
④小規模多機能型居宅介護 通所を中心に、利用者の選択により訪問介護や泊まりのサービスを組み合わせ、在宅生活の継続を支援するサービスです。	⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム） 定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、介護、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。（原則要介護3以上）	⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者宅への定期的な巡回又は随時の通報による訪問により、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
⑦看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供し、通所・訪問介護・泊まり・訪問看護を柔軟に組み合わせ利用できるサービスです。	⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム・軽費老人ホーム等で、介護、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。	⑨夜間対応型訪問介護 利用者宅への定期的な巡回又は随時の通報による訪問により、介護を提供する夜間専用のサービスです。

※ 現在、調布市には①から⑦までのサービスがあります。

※ ①、②、④については要支援1・2の方が利用できる（①は要支援2のみ）介護予防サービスもあります。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。原則、要介護3～5の方(すでに入所している人ややむを得ない事情がある方を除く)が利用できます。
②介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。要介護1～5の方が利用できます。
③介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。要介護1～5の方が利用できます。
④介護医療院	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。要介護1～5の方が利用できます。

～自己負担のめやす(1割)～
[利用者負担第4段階・要介護5の場合] 【単位:万円】

	①特別養護老人ホーム				②介護老人保健施設			
	負担合計	1割負担	居住費	食費	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室 (相部屋)	9.5	2.7	2.6	4.2	8.6	3.2	1.2	4.2
従来型 個室	10.4	2.7	3.5	4.2	12.2	3.0	5.0	4.2
ユニット型 個室的多床室	12.2	3.0	5.0	4.2	12.4	3.2	5.0	4.2
ユニット型 個室	13.2	3.0	6.0	4.2	13.4	3.2	6.0	4.2

	③介護療養型医療施設				④介護医療院			
	負担合計	1割負担	居住費	食費	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室 (相部屋)	9.5	4.1	1.2	4.2	9.7	4.3	1.2	4.2
従来型 個室	12.9	3.7	5.0	4.2	13.2	4.0	5.0	4.2
ユニット型 個室的多床室	13.3	4.1	5.0	4.2	13.6	4.4	5.0	4.2
ユニット型 個室	14.3	4.1	6.0	4.2	14.6	4.4	6.0	4.2

※ 本表は「1割負担」の場合のものです。所得によっては自己負担が2割または3割になる方もいます。

※ 本表の居住費・食費については、利用者負担第4段階の場合のものです。利用者負担第1段階から第3段階までの方は、負担軽減制度により1日あたりの負担限度額が定められています(P.19参照)。第4段階の方については、施設との契約に基づき決めることになります。

※ 費用は要介護度や施設の種類、職員の配置によって異なります。

8 調布市介護保険料独自減額制度

令和2年度まで実施します

65歳以上の方で、現在の介護保険料の所得段階が第2段階又は第3段階で、次の条件を満たす方は、申請のあった月から介護保険料を第1段階に減額します。

※ 以下のすべてに該当する場合、申請のあった月から保険料を減額します。

～条件～

- | |
|---|
| ① 本人が属する世帯の前年の収入（1月から3月までの間にあっては前々年の収入）が、1人世帯150万円以下、構成員が1人増すごとに50万円を加えた額以下であること。 |
| ② 本人が属する世帯の構成員が有する預貯金の合計額が、1人世帯350万円以下で、構成員が1人増すごとに100万円を加えた額以下であること。 |
| ③ 本人が属する世帯のすべての構成員が、生活の本拠となる住宅以外に不動産を所有していないこと。
ただし、本人が住所地特例対象施設に入所している場合、入所前の居住地に所有している住宅は除く。 |
| ④ 地方税法（昭和25年法律226号）に規定する市町村民税の課税者の控除対象配偶者（平成31年1月からは同一生計配偶者）及び扶養親族のいずれにもなっていないこと。 |
| ⑤ 市町村民税の課税者の医療保険各法に規定する被扶養者になっていないこと。 |

～申請に必要なもの～

- | |
|--|
| ① 当該年度の「介護保険料納入通知書」又は「介護保険料決定通知書」 |
| ② 世帯の前年の収入がわかる書類
ア 年金収入がある方…「年金振込（支払）通知書」「源泉徴収票」等
イ 給与収入がある方…「源泉徴収票」「給与明細書」等
ウ 事業・農業等その他の収入のある方…「所得税確定申告書控」等、年間の収入額がわかる書類
※ 収入の中には、非課税である遺族年金、障害年金、雇用保険、仕送り等を含みます。 |
| ③ 世帯の預貯金額のわかるもの
ア 預貯金通帳
イ 国債、地方債、株券、有価証券等 |
| ④ 医療保険証 |
| ⑤ 印鑑 |

～災害などで一時的に生計困難となった方～

独自減額以外に、災害などで家屋の損害を受けた方や生計中心者の死亡や失業により収入が激減するなど、一時的に保険料の納付が困難になった方のために保険料を減免する制度があります。

詳細は介護保険料係へお問合せください。

9 サービス利用料に関する負担軽減制度

(1) 介護保険負担限度額認定制度～施設での居住費（滞在費）・食費～

下記の①から③までの対象要件をすべて満たしている方は、介護保険負担限度額認定申請をすることで、居住費（滞在費）・食費の自己負担額が軽減されます。軽減の対象となるサービスは、介護保険施設（P.17の①～④）及び短期入所生活介護，短期入所療養介護（介護予防を含む）です。

負担限度額認定の適用は、申請書を提出された日の属する月からとなり、後日認定証を郵送します。なお、軽減を受けるためには、事業所へ認定証の提示が必要です。

～対象要件～

① 世帯全員が市民税非課税
② 配偶者が市民税非課税（住民票上の世帯が異なる場合も含む）
③ 預貯金などが単身の場合は1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）

※ 生活保護を受けている方は、上記①から③までの対象要件に関わらず負担限度額認定の対象となります。

※ 認定後、市民税課税世帯となった場合や配偶者が市民税課税となった場合、預貯金等の金額が基準額を超えた場合は、認定証を介護保険担当へ返還していただきます。また、対象要件を満たさない期間に減額された額があれば事業所へ返還していただくことになりますので御注意ください。

～利用者負担段階別の負担限度額～

下表の網掛け部分の金額が、1日あたりの居住費（滞在費）・食費に対する利用者負担の限度額となります。

利用者負担段階区分			居住費（滞在費）				食費	
所得区分	利用者負担段階	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室			
市民税 世帯非課税者	世帯課税者／配偶者課税／ 預貯金等金額の基準額超過 （基準費用額）	第4段階	施設との契約によって負担が設定されます。				(1,380円)	
			(1,970円)	(1,640円)	①1,150円 ②1,640円	①840円 ②370円		
	合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の年間合計額	80万円超	第3段階	1,310円	1,310円	①820円 ②1,310円	370円	650円
		80万円以下	第2段階	820円	490円	①420円 ②490円	370円	390円
	高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	820円	490円	①320円 ②490円	0円	300円	

※ 上記の表①は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の金額です。

上記の表②は介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合の金額です。

※ 上記の負担のほかに介護保険サービスの1割～3割負担があります。

また、そのほか施設によって日常生活費・特別な室料などがかかる場合があります。

※ 平成30年8月から、合計所得金額については、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いて、利用者負担段階を判定します。

～特例～

P.19 の表で第4段階であっても、下記の要件をすべて満たす場合には、居住費・食費の自己負担額が軽減されます。対象者の要件に該当しなくなるまで、食費又は居住費のいずれか、あるいは両方について利用者負担第3段階の負担限度額が適用されます。

対象者の要件

① 市町村民税課税者がいる世帯員の数が2人以上の世帯（単身世帯は含まない）
② 世帯員が介護保険施設に入所し、軽減前の利用者負担段階が第4段階の「居住費」・「食費」の負担であること（ショートステイは本制度の対象外です。）。
③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割～3割負担※+居住費+食費の年額合計）を除いた額が年80万円以下となること（※1割～3割負担については、高額介護サービス費の支給見込額を控除する。なお、特別な食費・室料，日常生活費，差額ベッド代等は含まない。）。
④ 世帯の預貯金等（有価証券を含む）の額が450万円以下であること。
⑤ 日常生活に供する資産（自宅の土地・家屋など）以外の活用できる資産がないこと。
⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 生計困難者に対する利用者負担軽減制度

訪問介護や通所介護，ショートステイなどの在宅サービス，指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービスを利用している方で，世帯の収入・預貯金・資産など一定の条件を満たす場合，利用者負担額（サービス利用料の1割～3割）が25%軽減されます。

(3) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり，それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には，低い利用者負担段階に該当するものとし，負担軽減を行います。

～災害などで一時的に生計困難となった方～

災害などで家屋の損害を受けた方や生計中心者の死亡や失業により収入が激減し，一時的にサービス利用料の支払が困難になった方のために利用料を減免する制度があります。

詳細は介護給付係へお問合せください。

(4) 高額介護サービス費

1ヶ月の利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下図の上限額を超えた場合、申請をするとその超えた分が高額介護サービス費として支給されます。なお、該当になられた方には申請書をお送りします。

段階	所得要件		世帯の上限額	個人の上限額
第4段階	市民税課税世帯の方 ※1		44,400円	44,400円
第3段階	市民税非課税世帯全員が	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方 ※2	24,600円	24,600円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 ※2		15,000円
第1段階		老齢福祉年金受給者	15,000円	15,000円
	生活保護受給者		15,000円	15,000円

※1 下記条件をすべて満たしている場合は、年間の上限額446,400円が設定されます。

- ・世帯内のすべての被保険者の負担割合が1割。
- ・同一世帯内の65歳以上の方で、課税所得145万円以上の方がいない世帯、または、いる世帯のうち、年収が単身で383万円、2人以上世帯で520万円に満たない世帯。

※2 平成30年8月から、合計所得金額については、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いて、利用者負担段階を判定します。

(5) 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方に自己負担が多い世帯が対象の制度です。

医療と介護にかかった費用（毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間分）を合算し、年額で設けられた限度額（下表）を超えた場合、申請をすると超えた分が支給されます。

※ 住民登録上は同じ世帯でも、医療保険が異なると合算されません。

～自己負担限度額（年額）～

所得区分	後期高齢者 医療制度 + 介護保険 (75歳以上)	国民健康保険 (社会保険など) + 介護保険 (70～74歳)	所得区分 (旧ただし書所得)	国民健康保険 (社会保険など) + 介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者	67万円	67万円	901万円超	212万円
一般	56万円	56万円	600万円超 901万円以下	141万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	31万円	31万円	210万円超 600万円以下	67万円
	19万円	19万円	210万円以下	60万円
			市民税非課税世帯	34万円

※計算対象期間がH29.8～H30.7の場合の金額です。

～申請手続きについて～

毎年7月31日現在において加入していた医療保険の窓口で、申請をしていただくこととなります。詳しくは、各医療保険の窓口にお問い合わせください。

- ① 後期高齢者医療制度に加入していた方は、保険年金課後期高齢者医療係にお問い合わせください。(TEL 042-481-7148)
- ② 調布市国民健康保険に加入していた方は、保険年金課給付係へお問い合わせください。(TEL 042-481-7053)
- ③ 上記①②以外の医療保険（会社の健康保険など）に加入していた方は、「介護保険自己負担額証明書」の添付が必要ですので、事前に介護保険担当窓口で交付を受けてください。(TEL 042-481-7321)

なお、計算対象期間中に、調布市から他の市町村に転出した等の理由で、加入している医療保険、又は介護保険が変わった方は、申請の際に、前に加入していた医療保険・介護保険の「自己負担額証明書」が必要となりますので、以前の保険にお問い合わせください。

※ ①②については、1月以降、申請の御案内をお送りする予定です。

③については、各自で申請が必要となります。詳しくは御加入の医療保険の窓口にお問い合わせください。

10 転入・転出手続について

(1) 転入される場合

転入前市区町村で要介護・要支援認定を受けていた方

市民課で転入手続が終わりましたら、介護保険担当窓口で申請手続きをしてください。転入前の介護保険担当課が発行した「受給資格証明書」をお持ちの方は、提出してください。

転入前の区市町村で認定された要介護・要支援認定について、調布市の住民になった日（転入日）から14日以内に上記手続きを行うことで、6か月間引き続き有効となります。

(2) 転出される場合

調布市で要介護・要支援認定を受けていた方

- ① 市民課で転出手続をします。
- ② 高齢者支援室介護保険担当の窓口へ、「介護保険被保険者証」・「負担割合証」をお持ちになってお越しください。「受給資格証明書」を発行します。
- ② 転入先の市区町村の住民登録担当課にて転入手続をします。
- ③ 転入先の市区町村の介護保険担当課に、調布市で発行した「受給資格証明書」を提出し手続きをしてください。

調布市で受けていた要介護・要支援認定が転入日から6か月間引き続き有効になります。

なお、新しい住所地での住民になった日（転入日）から14日以内に上記手続きをしなかった場合、調布市で認定された要介護認定・要支援認定は引き継ぐことができなくなるため、御注意ください。

～食費・居住費の「負担限度額認定証」について～

転入前の市区町村が交付する「負担限度額認定証」を持っていた方は、あたらためて申請が必要となります。なお、認定にあたっては、転入後の同一世帯全員の課税状況等を調べる必要がありますので、必要な書類等については、お問い合わせください。また、転出前に調布市が交付する認定証をお持ちの方は、転出先の市区町村であらためて負担限度額認定証の交付を申請する必要がありますので、詳細については転出先の市区町村にお問い合わせください。

調布市で介護認定を受けていない方及び事業対象者の方

「介護保険被保険者証」を高齢者支援室介護保険担当へ御返却ください。

(3) 調布市内で転居する場合

要介護・要支援認定を受けている方もいない方も手続きは必要ありません。後日新しい住所へ「介護保険被保険者証」を郵送いたしますので、届きましたら古い介護保険被保険者証は、高齢者支援室介護保険担当へ御返却ください。

(4) 特別養護老人ホームや特定施設などに住民票を移す場合

住所地特例施設へ住所を異動，住所地特例施設から他の住所地特例施設への異動，住所地特例施設を退居し自宅へ住所を異動する際には「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」の提出が必要となります。

（平成27年4月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も住所地特例施設の対象となりました。なお、対象者は平成27年4月以降の入居者です。）

①施設への転出

調布市から、他市区町村又は調布市にある「住所地特例施設」へ転出した場合、引き続き調布市の介護保険被保険者となります。介護保険の各種申請や保険料の支払も調布市に対して行うこととなります。そのため、高齢者支援室介護保険担当へ「介護保険住所地特例適用届」を提出してください。介護保険被保険者証の住所を変更します。

②施設への転入

他市区町村から調布市にある「住所地特例施設」へ転入の場合、調布市の介護保険被保険者とはならず、引き続き転入前市区町村の介護保険被保険者となり、介護保険の各種申請や保険料の支払も転入前の市区町村に対して行うこととなります。

11 苦情の申立て

サービス内容に苦情があるときは・・・

*東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）に申立てをすることができます。

（国保連苦情相談窓口専用 TEL／03-6238-0177）

*「提供された保険サービスの内容がケアプランとちがっている」「サービスの質に納得できない」等の苦情については、「国保連」に苦情の申立てをすることができます。

要介護認定に納得できないときは・・・

*要介護等の認定申請をした結果（「非該当」判定や要介護度など）に、どうしても納得できない場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都に設置されている「介護保険審査会」に不服申立てをすることができます。

市のサービス機関や保険者としての業務に苦情があるときは・・・

*平成14年4月に設置された行政オンブズマン制度は、市制に対する苦情を公正中立的立場で改善に関する提言等を行います。

*市が事業者として提供している介護サービスや保険者としての市の業務に苦情がある場合は行政オンブズマンに申立てをすることができます。

*「介護保険審査会」や「国保連」に委ねるものを適切に判断して対応します。

12 権利擁護

介護保険制度では、介護サービスの受給は利用者とサービス提供事業者との「契約関係」になります。利用者はサービスの「消費者」です。サービスを“購入”する「消費者保護」の視点からも、利用者の人権と利益がきちんと擁護される必要があります。

～地域福祉権利擁護事業～

*判断能力が十分ではない高齢者が自立した生活を送るため、社会保険・公共料金・医療費・家賃等の支払など日常的な金銭管理を行います。

*福祉サービスの情報提供・利用の手続・利用料の支払等の援助を行います。

*通帳や土地の権利書等の保管を行います。

*いずれも「有料」で行います。

*窓口は、「調布市社会福祉協議会」で、TEL／042-481-7766です。

～成年後見制度～

認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない高齢者の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

①任意後見制度

判断能力が不十分になる前に、将来判断能力が不十分となった場合に備えて、自ら希望する後見人と支援の内容をあらかじめ契約により決めておく制度です。

本人と受任者が公証役場で手続きします。

②法定後見制度

判断能力が不十分になった場合に、成年後見人等をつける申請を家庭裁判所に行います。

本人や親族が家庭裁判所に申請(申立て)をします。

*成年後見制度に関する相談は、「調布市福祉健康部福祉総務課 利用者サポート相談」に相談してください。TEL／042-481-7323です。

13 高齢者の総合相談窓口

相談窓口		開所時間	
○調布市役所 高齢者支援室			
介護保険担当	TEL/042-481-7321	月～金	午前8時30分～午後5時15分
高齢福祉担当	TEL/042-481-7150		

※ 以下、地域包括支援センターの開所時間外は、転送電話につながります。

○調布市地域包括支援センターはなみずき			
担当地区/深大寺東町1・4～8丁目, 深大寺北町, 深大寺元町		月～金	午前8時30分～午後6時
住所/深大寺北町4-17-7	TEL/042-441-5763	土・祝	午前8時30分～午後5時
○調布市地域包括支援センターちょうふの里			
担当地区/富士見町, 西町, 野水, 飛田給1丁目, 上石原1丁目, 下石原1丁目		月～金	午前9時～午後6時
住所/西町290-5	TEL/042-441-6655	土	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センターせいじゅ			
担当地区/飛田給2～3丁目, 上石原2～3丁目, 多摩川, 染地1丁目		月～金	午前9時～午後6時00分
住所/上石原3-54-2	TEL/042-483-1358	土	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センターちょうふ花園			
担当地区/小島町2～3丁目, 布田3～6丁目, 下石原2～3丁目		月～金	午前9時～午後7時
住所/下石原3-44-1	TEL/042-484-2285	土・日祝	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センター調布八雲苑			
担当地区/小島町1丁目, 布田1～2丁目, 八雲台, 佐須町3丁目, 調布ヶ丘		月～金	午前9時～午後6時
住所/八雲台1-22-1 1階	TEL/042-484-8011	土	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センター至誠しばさき			
担当地区/柴崎, 菊野台1丁目, 深大寺東町2～3丁目, 深大寺南町, 佐須町1・2・4・5丁目		月～金	午前9時～午後6時
住所/菊野台1-52-4	TEL/042-488-1300	土	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センターときわぎ国領			
担当地区/染地2～3丁目, 国領町7～8丁目(8丁目1・4番地を除く)		月～土	午前9時～午後6時
住所/国領町8-2-65	TEL/050-5540-0860		
○調布市地域包括支援センターゆうあい			
担当地区/菊野台2～3丁目, 国領1～6丁目, 国領8丁目1・4番地		月～金	午前9時～午後6時
住所/国領町3-8-1	TEL/042-481-4973	土	午前9時～午後5時
○調布市地域包括支援センターつつじヶ丘			
担当地区/東つつじヶ丘, 西つつじヶ丘, 入間町2～3丁目		月～金	午前8時30分～午後6時
住所/東つつじヶ丘1-5-2	TEL/03-5315-5400	土	午前8時30分～午後5時30分
○調布市地域包括支援センター仙川			
担当地区/仙川町, 緑ヶ丘, 若葉町, 入間町1丁目		月～金	午前9時～午後6時
住所/若葉町2-22-2 1階	TEL/03-5314-0030	土・祝	午前9時～午後5時

介護保険のお問い合わせ先

調布市役所 高齢者支援室介護保険担当

サービスなどのお問い合わせは・・・介護給付係 042-481-7321
申請・認定のお問い合わせは・・・介護認定係 042-481-7016
保険料のお問い合わせは・・・介護保険料係 042-481-7504

登録番号
(刊行物番号)

2019-59

『介護保険制度の概要』令和元年5月版
令和元年5月 発行

発行 調布市役所
編集 高齢者支援室介護保険担当
〒182-8511
調布市小島町2丁目35番地1
TEL 042-481-7321
印刷 庁内印刷